

品川区教職員住宅管理要綱

制定 平成元年 4月1日

改正 平成5年11月1日

改正 平成16年1月14日

改正 平成23年9月8日

改正 平成25年7月1日

改正 平成27年2月26日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則（平成元年品川区教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第27条に基づき、教職員住宅の維持および管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会の構成)

第2条 規則第6条に定める委員は、次のとおりとする。

- (1) 品川区校長会の推薦する学校長 2名
- (2) 職員団体の推薦するもの 3名

(共益費)

第3条 教職員住宅の共同部分にかかわる経費については、居住者の共同負担とし、その経費は毎月利用者から徴収するものとする。

2 共益費は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 共同の光熱水費
- (2) その他共同生活に必要な経費

(清掃)

第4条 利用者は、規則第21条に基づき、教職員住宅の共同部分の清掃について、定期的に実施するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年3月1日から適用する。